

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表について

(令和5年度(2023年度) 東部環境工場)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2に基づき、一般廃棄物の焼却施設である東部環境工場の維持管理に関する情報を公表いたします。

1. 処分した一般廃棄物(可燃ごみ)の量 ■規則 第4条の5の2第1項第1号 イ 関係

区分	月単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度計
		焼却量	1号炉	t	3,914.55									
	2号炉	t	8,096.17											8,096.17
合計焼却量	t	12,010.72												12,010.72

2. 燃焼室中の燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガス温度、排ガス中の一酸化炭素(CO)濃度(すべての日平均値の月平均値) ■規則 第4条の5第1項第2号 ト、リ、ヲ 関係

項目	月単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度平均値
		燃焼室中の燃焼ガス温度※1	1号炉	°C	947									
	2号炉	°C	968											968
集じん器に流入する燃焼ガス温度※2	1号炉	°C	168											168
	2号炉	°C	169											169
排ガス中のCO濃度※3	1号炉	ppm	3											3
	2号炉	ppm	1											1
備考			連続測定											

※1 別紙フロー図上の①にて測定

※1号炉休炉(2月)

※2 別紙フロー図上の②にて測定

※3 別紙フロー図上の③にて測定

3. 冷却設備、排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った日 ■規則 第4条の5第1項第2号 ス 関係

項目	1号炉	2号炉
冷却設備	工場稼働中は自動で行われます。	工場稼働中は自動で行われます。
排ガス処理設備	工場稼働中は自動で行われます。	工場稼働中は自動で行われます。

4. ばい煙量又はばい煙濃度測定結果 ■規則 第4条の5第1項第2号 カ 関係

区分	法規制値	単位	1号炉						2号炉							
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目		
排ガスを採取した年月日																
結果が得られた年月日																
ばいじん濃度※4	0.08以下	g/m ³ _N														
塩化水素濃度※4	700以下	mg/m ³ _N														
	****	ppm														
窒素酸化物濃度※4	250以下	ppm														
硫黄酸化物濃度※4	K値14.5で測定される排出基準	m ³ _N /h														
	測定値	m ³ _N /h														
		ppm														

※4 別紙フロー図上の④にて測定

表記「法規制値」は大気汚染防止法の定めによるもの また、測定頻度は稼働2カ月で1回以上

5. 排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果 ■規則 第4条の5第1項第2号 カ 関係

区分	法規制値	単位	1号炉		2号炉	
			1回目	2回目	1回目	2回目
排ガスを採取した年月日						
結果が得られた年月日						
排ガス中のダイオキシン類濃度※4	1.0以下	ng-TEQ/m ³ _N				

※4 別紙フロー図上の④にて測定

表記「法規制値」はダイオキシン類対策特別措置法の定めによるもの また、測定頻度は年1回以上

【検査項目等の説明】

- ・ばいじん :ものが燃焼する際に発生するすす、完全に燃焼した灰分、燃焼・熱分解による固形粒子をいう。
- ・塩化水素 :刺激臭を有する無色の気体で、塩化ビニル樹脂などの燃焼の際に発生する。自然界では、火山ガス等に存在する。
- ・窒素酸化物 :燃料などの燃焼に伴って発生する。発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設など多種多様である。
- ・硫黄酸化物 :燃料などに含まれている硫黄分が燃焼の際に酸素と結合して発生する。自然界では、火山ガス等に存在する。
- ・ダイオキシン類 :ものが燃焼する際に発生する有機化合物で、ごみ焼却、野焼きなど様々な発生源から副生成物として発生し、たばこの煙や自動車の排出ガスにも含まれる。自然界でも発生することがあり、森林火災、火山活動などでも生じるといわれている。